

# 岩手っ子すくすくネットワーク構築要綱の制定について

(平成10年5月18日岩少発第179号警察本部長)

各 部 長  
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成10年5月18日から実施することとしたので、次の点に留意の上、少年非行防止、少年の健全育成に向けた、少年問題に携わる関係機関・団体等が横断的に機能するネットワークの構築に努められたい。

記

## 1 趣旨

少年の非行防止における警察署と関係機関・団体との連携の強化については、少年警察活動要綱、少年非行総合対策推進要綱等において規定されており、各警察署にあっては、かねてから取り組んでいるところであるが、最近の少年非行の情勢をみると、校内暴力、暴力非行、薬物乱用、性非行等と各分野に悪質、深刻化が認められる。

この情勢に的確、有効な対策を推進するために、警察、学校、地域社会及び関係機関・団体等が一層連携を強化して、新たな視点に立った総合的な非行防止対策を推進する必要があり、多くの関係機関・団体、ボランティアが、それぞれの組織の存在を尊重しつつ、横の連携による相乗効果を発揮させる、マルチ(multilateral~多者間の)のネットワークを構築し、相互の連携の一層の強化を図ろうとするものである。

## 2 推進事項

少年非行の防止活動は地域の実態を正確に把握した上で、多角的に対応策を検討、選択して進められるべきであり、そのためには警察、学校、地域社会及び関係機関・団体等が連携を強化して、情報の共有、総合的な施策の推進を図らねばならない。

各関係機関・団体等が連携を緊密にし、横断的に、

少年非行の実態についての合同協議

少年非行に対する問題意識の醸成

少年非行の情報の共有化

等を推進、地域に密着した総合的、効果的な施策(活動)を展開するものとする。

## 3 ネットワークの設置

警察本部に県全体での少年非行防止活動を目的としてのネットワークを一つ、各地域での少年非行防止活動を目的として、警察署毎に一つのネットワークを設置するものとする。

## 4 ネットワークの推進要領

### (1) 推進のあり方

関係機関・団体、ボランティア等の代表者を招致し、警察をはじめとして、それぞれが情報を出し合い協議する。協議結果に基づいて各組織が具体的活動方策を樹立し、活動を推進、あるいは、その結果を持ち帰って、さらに検討(協議)するほか、場合によっては一つの活動を複数の組織が共同実施するなど、地域の総合力で少年非行防止・少年健全育成を図っていく。

前記の各関係機関・団体等に呼びかけて、毎年定期的に数回(上・下半期又は四半期)の会議(研修会)を開催し、地域内の活動状況を相互に把握、地域の実情に応じた施策について検討するとともに、会議(研修会)の場において活動効果を紹介する等して、今後の相互に連携した具体的な施策・事業計画についても検討する。

### (2) 構成機関・団体等について

ネットワークの構成機関・団体等については、警察署の実情に応じて構成されるが、現在のところ、下記のものと考えられる。

〔参考構成機関・団体等〕

警察署生活安全課	管内学校PTA	交番・駐在所連絡協議会
市町村教育委員会	学校警察連絡協議会	自治会（町内会）
少年センター	管内学校関係者（教員）	職場警察連絡協議会
市町村防犯協会	学校生徒（中学・高校生）	商工会議所
各地区少年補導員協会	防犯連絡所関係者	交通安全協会

当該構成機関・団体等は、上記各関係機関・団体の代表者とするほか、必ず少年を加えることとし、管内の中学校、高校及び専門学校の生徒を学校の理解のもとに参画させる。

少年を参画させることについては、次の理由による。

非行をやめさせようと行動する正義感に富んだ勇気ある少年達も多い現状から、社会全体でそれらの行動を支援できることを知らしめ、非行を許さない仲間の和を広げられるよう勇気づけていくこと。

よりよい地域社会づくりへ関係機関・団体等が努力している実態を少年に理解させること。

少年の、少年による、少年のための非行防止、健全育成が促進されるよう指導していくこと。

**別添**

**岩手っ子すくすくネットワーク構築要綱**

（設置）

**第1** 少年非行の防止活動、健全育成活動に携わる関係機関・団体等が相互に連携し、地域住民全体に関わりを求め、地域社会の力を生かし、地域に密着した総合的、効果的な施策（活動）を推進するため、警察本部、各警察署に「岩手っ子すくすくネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

（推進事項）

**第2** ネットワークの推進事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少年非行の防止及び健全育成に係る協議、検討に関すること。
- (2) 少年非行の実態把握（情報）に関すること。
- (3) 少年非行防止活動事例に関すること。
- (4) 少年非行の防止に関する広報、啓発活動に関すること。
- (5) 各関係機関・団体等の活動の相互支援に関すること。
- (6) その他少年非行の防止に関し必要と認められること。

（構成機関・団体等）

**第3** ネットワークの構成機関・団体等は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 少年非行の防止及び健全育成に取組み、又は関心を有しているものであること。
- (2) 少年非行の実情に関する知識、情報に詳しいものであること。

（配意事項）

**第4** 各警察署は、次に掲げる事項に配意しなければならない。

- (1) 警察の関係部門との連絡を密にし、効果的なネットワーク活動を推進すること。
- (2) ネットワークの構成機関・団体等と平素から連携を強化し、協力体制を確立すること。
- (3) ネットワーク会議を開催するにあたっては、少年非行の実態等に関する情報、資料

を積極的に提供すること。

- (4) 各関係機関・団体等の活動については、別記様式を参考として具体的状況を相互に連絡（紹介）すること。

（報告）

**第5** 各警察署長は、ネットワーク会議を開催したときは、ネットワーク会議の開催結果、活動事例等を警察本部少年課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成10年5月18日から施行する。

岩手っ子すくすくネットワーク連絡票		
活動期間・団体名称		
発信年月日	年 月 日 (担当 )	
活動 状 況 等	活動目的	
	活動場所・地域	
	活動月日	月 日 時 分 ~ 時 分
	活動概況	
	活動結果 (反響等)	
〔連絡事項〕		